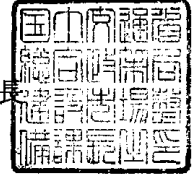


国総建整第 49号
平成23年6月29日

建設コンサルタント協同組合 理事長 殿

総合政策局建設市場整備課長



「建設コンサルタント登録規程の解釈及び運用方針」の一部改正について（通知）

建設コンサルタント登録規程の一部を改正する告示（平成23年国土交通省告示第263号）が本年7月1日より施行されることに伴い、別添のとおり「建設コンサルタント登録規程の解釈及び運用の方針」（平成15年4月28日国総振第18号）の一部を改正し、実施することとしたので通知する。

なお、貴団体傘下会員に対しても、この旨の周知を図られるようお願いする。

※ 建設コンサルタント協同組合 注

1. 添付されている第1号様式～第12号様式(その2)は省略しました。
必要部分をお知らせいただければお送りします。
2. 「地質調査業者登録規定の解釈及び運用方針」も一部改正されています。
必要部分をお知らせいただければお送りします。

建設コンサルタント登録規程の解釈及び運用の方針

(平成15年4月28日国総振第18号)

最終改正：平成23年6月29日国総建整第49号

建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号。以下「規程」という。）の解釈及び基本的な運用の方針は以下のとおりとする。

1 登録部門関係（規程第2条第1項関係）

登録部門は規程別表上欄に掲げられているところであるが、その配列は、「河川、砂防及び海岸・海洋部門」から「都市計画及び地方計画部門」までは事業別の縦割りの部門を、「地質部門」から「電気電子部門」までは当該事業別の縦割りの部門に共通な横割りの部門を掲げているものである。ただし「建設環境部門」は、「上水道及び工業用水道部門」から「廃棄物部門」までの部門を除く登録部門に共通な横割りの部門としている。

規程別表の上欄に掲げる登録部門の業務の内容は、おおむね別表1のとおりである。

2 登録の要件関係（規程第3条関係）

(1) 技術管理者（第1号関係）

「業務の技術上の管理をつかさどる専任の者」とは、規程第4条第1項第2号に該当する営業所に常勤（休日その他勤務を要しない日を除き、毎日所定の時間中勤務することをいう。）で、かつ、業務の技術上の管理を専任で行う者とする。

この方針において、「技術管理者」とは、規程第3条第1号イ又はロに該当する者で、登録を受けた登録部門に係る業務の技術上の管理をつかさどる専任の者をいう。ただし、複数の登録部門に関して規程別表下欄に掲げる要件に該当する者については、別表2に掲げる縦割りの部門とそれに対応する横割りの部門の組み合わせに限り、同一の者を技術管理者として置くことができる。

これらの規定に該当する者の確認は、技術士法施行規則（昭和59年3月21日総理府令第5号）及び規程の改正に伴う経過措置を踏まえて行うものとする。

(2) 技術管理者の認定（第1号ロ関係）

規程第3条第1号ロに規定する認定については、次に規定する①から②までによることとする。ただし、外国の建設コンサルタントの技術管理者に関する認定については、別によるものとする。

① 認定は、登録を受けようとする（登録の内容の変更をしようとする場合及び登録の追加を受けようとする場合を含む。本号において同じ。）建設コンサルタントの実状に応じて行うものであり、認定の申請は、当該建設コンサルタントが登録を受けようとする登録部門の業務の技術上の管理をつかさどる専任の者として置くこととしている者（以下「配置予定技術管理者」という。）ごとに行うものとする。

② 認定の申請は、原則として、毎年度1回、3月1日から3月31日までの1か月

間に受理するものとする。

- ③ 認定の申請は、別記第1号様式による認定申請書の正本及び副本に、それぞれ次に規定する書類（副本にあつてはその写し）を添えて、提出するものとする。
- イ ⑤ロに該当する者にあつては、規程第3条第1号ロに規定する大学又は高等専門学校を卒業したことを証する証明書（その証明書を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）
 - ロ ⑤ハに該当する者にあつては、技術士法（昭和58年法律第25号）第54条に規定する社団法人日本技術士会が交付する技術士登録等証明書の写し
 - ハ ⑤ニに該当する者にあつては、社団法人建設コンサルタンツ協会（東京都千代田区三番町1番地）が交付するRCCM登録等証明書の写し及び別記第2号様式による管理技術者等実務経験証明書
 - ニ 住民票の抄本又は外国人登録証明書
- ④ 認定は、次のいずれかに該当する場合には、原則として行わないものとする。
- イ 認定を受けようとする建設コンサルタントに、配置予定技術管理者が置かれることとなる登録部門（以下「配置予定登録部門」という。）に係る規程第3条第1号イに該当する者が所属（代表者として、役員として又は使用人としての区分を問わない。⑩において同じ）しているとき。
 - ロ 認定を受けようとする建設コンサルタントのすべての技術管理者が規程別表の下欄に掲げる要件に該当する者（技術士法第32条第1項の登録を受けている者に限り、⑤ニにおいて「有資格技術士」という。）に該当しないとき。
 - ハ 認定を受けようとする建設コンサルタントに技術管理者がいないとき。
- ⑤ 認定の申請に係る配置予定技術管理者が次のいずれかに該当する場合には、認定の申請をした建設コンサルタントの配置予定登録部門に係る規程第3条第1号イに掲げる者と同程度の知識及び技術を有するものとして認定を行うものとする。
- イ 配置予定登録部門に係る業務に関し30年以上の実務の経験を有する者
 - ロ 規程第3条第1号ロに規定する大学又は高等専門学校を卒業した者で配置予定登録部門に係る業務に関し20年以上の実務の経験を有するもの
 - ハ 規程別表の下欄に掲げる技術士法による第2次試験に合格し、同法による登録を受けている者で、配置予定登録部門が規程第3条第1号イの規定により技術管理者となることができる登録部門と異なり、かつ当該配置予定登録部門に係る業務に関し10年以上の実務の経験を有するもの
 - ニ 別表2の右欄に掲げる要件に該当する者で、同表の左欄に掲げる登録部門に係る土木設計等委託契約の履行業務の技術上の管理を行う業務（公共土木設計業務等標準委託契約約款（平成23年1月27日国総建整第257号）第10条に定める管理技術者又は第11条に定める照査技術者が行う業務をいう。）に関し、技術管理者又は有資格技術士の下で、RCCM資格試験（社団法人建設コンサルタンツ協会の定款第4条第6号に基づくシビル コンサルティングマネージャ資格制度施行規程（以下「RCCM規程」という。）第4条に規定するものをいう。以下同じ）に合格し、同規程による登録を受けている者で、試験合格後5年以上の実務の経験を有するもの

- ⑥ 認定の申請があった場合において、認定申請書及びその添付書類中に重要な事項についての虚偽の記載があり又は重要な事実の記載が欠けているときは、認定を行わないものとする。
- ⑦ 認定のための審査は、原則として書面により行うものとし、必要に応じ面接審査を行うものとする。
- ⑧ 認定には、必要に応じ、条件又は期限を付すことができるものとする。
- ⑨ 認定の申請をした建設コンサルタントが、通知費用を負担し、あらかじめ申し出たときは、認定を行った旨あるいは認定を行わなかった旨を、それぞれ別記第3号様式及び第4号様式により通知するものとする。
- ⑩ 規程第3条第1号ロの規定に基づき認定された技術管理者（以下「認定技術管理者」という。）が退職等により認定を受けた建設コンサルタントに所属しなくなったときは、認定の効力は失われるものとする。
- ⑪ 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合には、認定を取り消すものとする。
- ⑫ 認定を受けようとする建設コンサルタントが、過去に認定技術管理者であった経歴を有する者を当該認定技術管理者が置かれていた登録部門と同一の登録部門の配置予定技術管理者として認定の申請をする場合には、②にかかわらず、随時、受理するものとする。この場合の申請書及び添付すべき書類は③にかかわらず、別記第5号様式による認定申請書によるものとする。

(3) 財産的基礎又は金銭的信用（第2号関係）

登録の申請をした建設コンサルタントが、法人である場合においては資本金の額が500万円以上であり、かつ、自己資本の額が1000万円以上である者、個人である場合においては自己資本の額が1000万円以上である者は、原則として、財産的基礎又は金銭的信用があるものとして取り扱う。

3 登録の申請関係（規程第4条、第8条及び第9条関係）

(1) 技術管理者関係（第4条第1項第4号、第8条第1項第3号及び第9条第2項関係）

登録、登録の更新若しくは追加の申請をする建設コンサルタント又は登録の内容の変更の届出をする建設コンサルタントは、配置予定技術管理者ごとに、次の書類を規程別記様式第5号に添えて、提出するものとする。

イ 住民票の抄本又は外国人登録証明書

ロ 規程第3条第1号イに該当する者にあつては、社団法人日本技術士会により申請前3か月以内に交付された技術士登録等証明書又は建築士法（昭和25年法律第202号）第5条第2項に基づき交付された一級建築士免許証の写し、同号ロに該当する者にあつては別記第3号様式による認定通知書の写し（登録の更新を申請する場合を除き、認定通知書の写しがないときには別記第1号様式による認定申請書の写し（別添を除く。））

ハ 常勤を証する書面（登録の申請をする建設コンサルタントが法人の場合にあつては、原則として、技術管理者の健康保険被保険者証の写し（事業所名称又は事

業所所在地の記載のあるもの)及び標準報酬決定通知書の写し、個人である場合にあっては、健康保険被保険者証の写し等で常勤が確認できるもの)

(2)建設コンサルタント団体関係(第4条第3項第13号関係)

建設コンサルタント団体とは、建設コンサルタントに関する調査、研究、指導等建設コンサルタント業務の適正な実施を確保するとともに、建設コンサルタントの健全な発展を図ることを目的とする事業を行う団体とする。

4 登録の実施関係(規程第5条、第8条第2項及び第9条第3項関係)

登録、登録の更新若しくは登録の追加の申請をする建設コンサルタント又は登録の内容の変更の届出をする建設コンサルタントが、通知費用を負担し、あらかじめ申し出たときは、規程に基づき登録、登録の更新、登録の追加又は登録の内容の変更をしたことを別記第6号様式により通知するものとする。

5. 登録をしない場合関係(規程第6条関係)

(1)規程第6条第1項第6号の「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」とは、その者の資質及び社会的信用性等の面から、将来、その業務に関して不正又は不誠実な行為をすることが相当程度の蓋然性をもって予想される者をいい、具体的には、次のような者については、特段の事情がない限り、これに該当するものとして取り扱う。

- ① 過去において、繰り返し登録の消除を受けている者
- ② 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団員を利用している者
- ③ 暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- ④ 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑤ 暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者

(2)規程第6条第1項第10号の「暴力団員等がその事業活動を支配する者」とは、暴力団員等が自己又は他人の名義で多額の出資をし、これを背景として事業活動に相当の影響力を及ぼしている者などをいい、その他にも例えば、融資関係、人的派遣関係又は取引関係等を通じて、結果的に暴力団員等が事業活動に相当程度の影響力を有するに至っているものも含む。

(3)規程第6条第1項第5号、第6号又は第10号に該当する事由の有無については、警察当局の意見を聴くものとする。

(4)登録の申請、登録の更新申請若しくは役員又は支配人の新任に係る変更の届出をする建設コンサルタントは、規程第6条第1項第5号、第6号又は第10号に該当する事由の有無の審査のため、役員等一覧表(様式第7号別表)に記載の個人情報警察当局に提供されることに同意の上、書類を提出するものとする。

6 登録をしない場合等の通知関係(規定第6条第2項、第8条第2項及び第9条第3項関係)

規程第6条第2項に基づく通知(規程第8条第2項及び第9条第3項において準用される場合も含む。)は、別記第7号様式によるものとする。この場合に4により提出された返信用封筒を使用できるものとする。

7 現況報告書関係（規程第7条関係）

国、地方公共団体等の契約締結のための競争参加資格の審査に資するため、現況報告書により登録の事実及びその内容を知ることができることに鑑み、現況報告書を提出する建設コンサルタントが、規程第7条第2項の規定にかかわらず、現況報告書を2部提出し、返還費用を負担し、あらかじめ申し出たときは、規程に基づき適正に受理したことを証する管轄の地方整備局又は北海道開発局の確認印をその1部に押印した上で、返還するものとする。

8 登録の停止関係（規程第12条関係）

規程第12条第2項に規定する登録停止簿は、別記第8号様式によるものとする。また、登録の全部又は一部を削除した場合の規程第12条第4項において準用する第6条第2項に基づく通知は、別記第9号様式によるものとする。

9 登録の削除の通知関係（規程第13条関係）

登録の全部又は一部を削除した場合の規程第13条第2項において準用する第6条第2項に基づく通知は、別記第10号様式によるものとする。この場合に5後段の規定を準用するものとする。

10 使用人数関係（規程別記様式第4号及び第17号ニ関係）

規程別記様式第4号及び第17号ニに示す表は、建設コンサルタントの人的構成を、登録部門ごとに、関連する資格等の別に明確に表示、把握できることを目的とするものである。「その他建設コンサルタントに関する資格」の欄には、一級土木施工管理技士又は一級建築士若しくはRCCM等について記載することができることとする。また外国の建設コンサルタントに関する資格を有する者が所属している場合で、当該資格の名称及びその保有人数を記載するときは、閲覧を行う者の当該資格の態様等の理解に資するため、別記第11号様式による資格概要説明書を添付できるものとする。

11 技術士等一覧表関係（規程別記様式第8号及び第17号へ関係）

規程別記様式第8号及び第17号へに示す表は、高度の専門的応用能力を有する技術士等について、表示、把握できることを目的とするものである。本表に記載できる者としては、技術士又は一級建築士若しくはRCCMを原則とし、外国の建設コンサルタントに関する資格で技術士相当のものを有する者について記載する場合には、閲覧を行う者の当該資格の態様等の理解に資するため、別記第12号様式による技術士相当資格概要説明書を添付できるものとする。

12 閲覧に供する書類

3(1)ロ、10及び11により提出される登録に係る書面については、規程第16条の規定により公衆の閲覧に供する登録簿等とともに、閲覧に供することができるものとする。

別表1

登録部門	業務の内容
1. 河川、砂防及び海	治水利水計画、砂防計画若しくは海岸保全計画に関する調査、

岸・海洋部門	企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は河川（ダムを含む。）、砂防（地すべり防止を含む。）若しくは海岸・海洋に関する工事の設計若しくは監理
2. 港湾及び空港部門	港湾計画若しくは空港計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は港湾若しくは空港に関する工事の設計若しくは監理
3. 電力土木部門	電源開発計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は発電用のダム、水路構造物等に関する工事の設計若しくは監理
4. 道路部門	道路計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は道路に関する工事の設計若しくは監理
5. 鉄道部門	鉄道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は鉄道（鋼索鉄道を含む。）に関する工事の設計若しくは監理
6. 上水道及び工業用水道部門	上水道計画若しくは工業用水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は上水道若しくは工業用水道に関する工事の設計若しくは監理
7. 下水道部門	下水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は下水道に関する工事の設計若しくは監理
8. 農業土木部門	かんがい排水、農地整備、農地保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
9. 森林土木部門	治山、林道、森林環境保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
10. 水産土木部門	漁港計画若しくは沿岸漁場計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は漁港若しくは沿岸漁場に関する工事の設計若しくは監理
11. 廃棄物部門	廃棄物処理計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は廃棄物処理施設に関する工事の設計若しくは

	監理
12. 造園部門	公園緑地計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は公園緑地に関する工事の設計若しくは監理
13. 都市計画及び地方計画部門	都市計画又は地方計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
14. 地質部門	事業別の部門に係る地質に関する調査、企画、立案若しくは助言
15. 土質及び基礎部門	事業別の部門に係る土質に関する調査の企画、立案若しくは助言、事業別の部門に係る構造物の基礎若しくは土の構造物に関する企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
16. 鋼構造及びコンクリート部門	事業別の部門に係る鋼構造、鉄筋コンクリート構造、コンクリート若しくはコンクリート構造に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
17. トンネル部門	事業別の部門に係るトンネル構造に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
18. 施工計画、施工設備及び積算部門	事業別の部門の工事实施に関する調査、企画、立案若しくは助言、工事实施の監理又は工事实施のための調査、設計、積算若しくは建設マネジメント
19. 建設環境部門	前記6から11を除く事業別の部門に係る自然環境及び生活環境の保全及び創出に関する調査、企画、立案若しくは助言並びに環境影響評価又は自然環境及び生活環境の保全及び創出に関する工事の設計若しくは監理
20. 機械部門	事業別の部門の工事实施のための機械の調査若しくは設計又は事業別の部門に必要な機械の調査、設計若しくは監理
21. 電気電子部門	事業別の部門に係る電気通信に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理

別表2

事業別の縦割りの部門	対応する横割りの部門
河川、砂防及び海岸・海洋部門	地質部門 建設環境部門
道路部門	土質及び基礎部門 鋼構造及びコンクリート部門 建設環境部門
都市計画及び地方計画部門	建設環境部門

別表 3

登録を受けようとする登録部門	配置予定技術管理者となりうる要件
河川、砂防及び海岸・海洋部門	RCCM規程第4条に規定するRCCM資格試験（以下本表において「RCCM試験」という。）の技術部門が河川、砂防及び海岸・海洋であるものに合格し、同規程による登録を受けていること
港湾及び空港部門	RCCM試験の技術部門が港湾及び空港であるものに合格し、登録を受けていること
電力土木部門	RCCM試験の技術部門が電力土木であるものに合格し、登録を受けていること
道路部門	RCCM試験の技術部門が道路であるものに合格し、登録を受けていること
鉄道部門	RCCM試験の技術部門が鉄道であるものに合格し、登録を受けていること
上水道及び工業用水道部門	RCCM試験の技術部門が上水道及び工業用水道であるものに合格し、登録を受けていること
下水道部門	RCCM試験の技術部門が下水道であるものに合格し、登録を受けていること

農業土木部門	RCCM試験の技術部門が農業土木であるものに合格し、登録を受けていること
森林土木部門	RCCM試験の技術部門が森林土木であるものに合格し、登録を受けていること
水産土木部門	RCCM試験の技術部門が水産土木であるものに合格し、登録を受けていること
廃棄物部門	RCCM試験の技術部門が廃棄物であるものに合格し、登録を受けていること
造園部門	RCCM試験の技術部門が造園であるものに合格し、登録を受けていること
都市計画及び地方計画部門	RCCM試験の技術部門が都市計画及び地方計画であるものに合格し、登録を受けていること
地質部門	RCCM試験の技術部門が地質であるものに合格し、登録を受けていること
土質及び基礎部門	RCCM試験の技術部門が土質及び基礎であるものに合格し、登録を受けていること
鋼構造及びコンクリート部門	RCCM試験の技術部門が鋼構造及びコンクリートであるものに合格し、登録を受けていること
トンネル部門	RCCM試験の技術部門がトンネルであるものに合格し、登録を受けていること
施工計画、施工設備及び積算部門	RCCM試験の技術部門が施工計画、施工設備及び積算であるものに合格し、登録を受けていること
建設環境部門	RCCM試験の技術部門が建設環境であるものに合格し、登録を受けていること
機械部門	RCCM試験の技術部門が機械であるものに合格し、登録を受けていること
電気電子部門	RCCM試験の技術部門が電気電子であるものに合格し、登録を受けていること

録を受けていること